



来週の投資戦略 (12/11-15)

落ち着きを取り戻せるか

2023年12月10日

小松 徹

注目事項 - 見所

- 12月12日、11月の米消費者物価指数 (CPI) — 前年比+3.1%、コアは+4.0%?
- 12月12-13日、米連邦公開市場委員会 (FOMC) — パウエル FRB 議長の発言は?
- 12月13日、12月の日銀短観—大企業製造業の業況判断指数 (DI) ほぼ変わらず?
- 12月14日、10月の機械受注 (船舶・電力を除く民需) — 前月比マイナス0.5%?

株式市場見通し

先週は後半にわが国の市場も政治も大荒れだった。株式市場は米国の主要株価指数が年初来高値を更新したのに、わが国では水曜日だけの上昇で木・金曜日の下げは一直線だった。下げの主因は2つ。日本円が対米ドルで1日に6円も動いたことだ。日銀総裁、副総裁の発言と、植田総裁と岸田首相の会談でコンピュータを含む投資家が自動発注したこともある。もう一つは松野官房長官が政治資金に関する疑惑で国会においても全く説明しないということから、辞任あるいは更迭される可能性が高まっているとの見方だ。そうなれば、他閣僚への影響もあろうし、岸田内閣がますます弱体化するだろう。

植田総裁の「年末から来年にかけて一段とチャレンジングになると思っている」発言は木曜日の参議院金融財政委員会で質問者が総裁就任以降厳しい状況にあるが、最後に今後の取り組みについて所見があれば、と聞いていた。これに対して総裁は姿勢を述べたもので、この時期に何か政策変更するというような内容ではなかった。総裁は仕事を引き受けたことがチャレンジングだと最初から説明していた。よって、再来週開催予定の日銀の金融政策決定会合でゼロ金利解除などの大きな政策変更が実施されるとは KPA では見ていない。日本円は米ドルに対してすでに反落している。

さて、来週水曜日市場明け前に12月の日銀短観が発表される。大企業製造業のDIは現状が1ポイント上昇の10に、先行きが1ポイント低下の9と予想されている。製造業は欧州、中国の経済が厳しいことが影響しているだろう。一方、非製造業は現状が変わらず27で、先行きは前回より4ポイント上昇の25になると予想されている。非製造業はインバウンドの好調がそのまま上方修正に表れるだろう。上場企業は世界経済の回復を前提に来年3月期までの計画を組んでいるのでそれが確認できるかは経常利益の計画が上方修正されるかによる。

最後に、来週開催の FOMC では金融政策の変更は予想されておらず、投資家の注目はパウエル連邦準備理事会 (FRB) 議長の発言に向かっている。緊張感のある発言がこれまでと比べてどの程度が少なくなっているか。利下げの話は全くしていないとの回答もまた出てくるか。ただし、投資家は楽観的なので良いとこ取りの反応をすると予想される。なお、11月最終週にわがくにの市場で海外投資家が久々に現物市場で370億円売り越したが、買いの主体は事業会社と信託銀行と変わらなかった。

KPA の投資戦略

ロング (買い)	ショート (売り)
好財務の割安株、来期増益株	高 PB 低位株、高 PE 新興株

(注) ヘッジ・ファンド向け戦略としての一例。投資期間は半年程度を想定。



本レポートは、情報提供の目的のみでご利用者に提供されるものであり、有価証券売買に関する何らかの申し込みまたは勧誘を意図するものではありません。本レポートに記載されるすべての意見および予測は、レポートの日付時点におけるコマツ・ポートフォリオ・アドバイザーズ(以下、KPA)の判断であって、予告なしに変更される場合があります。KPAは本レポートに記載される情報もしくは分析がすべてのご利用者にとって適切であるとの表明を行うものではありません。ご利用者は、投資に伴うリスクとメリットがご自身にとって適切であるかどうか、自己の責任で判断して頂きます。KPAは本レポートについてその正確性、完全性または適時性を保証していません。KPAはいかなる保証も行わないことを明確にしています。KPAは本レポートに記載される情報もしくは分析にご利用者が依拠した結果として被る可能性のある直接的あるいは間接的な損害について責任を負いません。本レポートについての知的財産権はKPAに帰属し、著作権、特許権、商標権その他の知的財産権に関する法令により保護されています。本レポートを印刷した場合も、その印刷物の著作権は、KPAに帰属します。ご利用者は個人的利用を目的としたバックアップのためにのみ印刷、複製することができます。プリントアウトした印刷物や複製したデータを、個人的利用以外の目的で使用することはできません。ご利用者は、本レポートを、有償・無償を問わず、第三者に提供することはできません。また、これを改変、修正することはできません。本規定にご利用者が違反した場合、KPAは金銭的な損害賠償を含む救済手段を請求する権利があります。